



平成 20 年 1 月 11 日

各 位

会社名 グッドウィル・グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 川上 真一郎
(コード番号 4723 東証第一部)
問合せ先 執行役員 広報 I R 部長 大迫 一生
(TEL . 03-3405-9262)

当社子会社「株式会社グッドウィル」の事業停止命令及び事業改善命令に関するお知らせ

記

当社子会社、株式会社グッドウィル（以下 グッドウィル）は、平成 20 年 1 月 11 日付で、東京労働局より、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下 労働者派遣法）に違反したとし、労働者派遣法第 14 条第 2 項及び第 49 条第 1 項に基づく「労働者派遣事業停止命令」及び「労働者派遣事業改善命令」を受けました。

処分の内容

労働者派遣法第 14 条第 2 項及び第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業停止命令

- ・ グッドウィル全事業所に対し、労働者派遣事業停止 2 ヶ月
- ・ グッドウィル 67 事業所（708 事業所のうち）に対し、労働者派遣事業停止 4 ヶ月

労働者派遣事業改善命令

- ・ 平成 19 年 12 月 1 日から平成 20 年 1 月 10 日までの労働者派遣について総点検を行い違反があれば是正をすること
- ・ この度の違反について原因究明の上、再発防止措置を講じること
- ・ 派遣労働者の就労の実態を把握するための方策及び体制を確立すること
- ・ 遵法体制の整備を図ること

労働者派遣事業停止の実施日

- ・ 平成 20 年 1 月 18 日（金）より

尚、処分内容の詳細は現在確認中であり、確認が出来次第改めて開示致します。

グッドウィルは、この度の処分を厳粛に受け止め、原因となった問題点全てに対して検討を加え、再発防止に取り組みたいと考えております。

事業停止期間中は、登録スタッフの皆様には新たな派遣就業先へのご紹介は出来ませんが可能な限り就労機会の確保に最大限努めたいと考えております。

お客様及び登録スタッフの皆様をはじめ関係者の方々、株主の皆様には、大変ご迷惑及びご心配をお掛けしておりますこと、心より深くお詫び申し上げます。

以上